

国民健康保険制度の改正内容

1 保険基盤安定制度の拡充

国保税の軽減は、所得に応じて応益分を7割・5割・2割軽減する仕組みです。今回の保険税軽減拡大は、まず2割軽減では現行の「33万円＋50万円×被保険者数」（給与収入で3人世帯の場合は、約287万円）から「33万円＋51万円×被保険者数」（同約291万円）に引き上げることとし、5割軽減では「33万円＋27.5万円×（被保険者数）」（同約190万円）という基準から、「33万円＋28万円×被保険者数」（同約193万円）という基準に見直されます。

〔低所得者の世帯に対する軽減〕

以下に該当する世帯は、均等割と平等割がそれぞれの割合で減額されます。

区 分	基準となる所得金額	
均等割と平等割の7割を軽減	世帯主と被保険者の軽減判定所得が33万円以下の世帯	
均等割と平等割の5割を軽減	改正前	世帯主と被保険者の軽減判定所得が33万円 ＋ (27.5万円 × 被保険者数)
	改正後	世帯主と被保険者の軽減判定所得が33万円 ＋ (28万円 × 被保険者数)
均等割と平等割の2割を軽減	改正前	世帯主と被保険者の軽減判定所得が33万円 ＋ (50万円 × 被保険者数)
	改正後	世帯主と被保険者の軽減判定所得が33万円 ＋ (51万円 × 被保険者数)

2 課税限度額の変更

93万円 ⇒ 96万円

基礎課税分（医療分）・・・58万円 ⇒ 61万円

後期高齢者支援金等分・・・19万円（変更なし）

介護納付金分・・・16万円（変更なし）

国保税の課税限度額は、平成30年度には、基礎課税分（医療分）58万円、後期高齢者支援金等分19万円、介護納付金分16万円の合計93万円（40～64歳を含む世帯）に設定されているが、令和元年度には、基礎課税分（医療分）を3万円引き上げて61万円とします。

なお、後期高齢者支援金等分は据え置きで19万円、介護納付分も据え置きで16万円とし、基礎課税分、後期高齢者支援金等分および介護納付金分と合わせて96万円となります。

協議事項 1-2

弥富市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

弥富市国民健康保険税条例（昭和 30 年弥富町条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「58 万円」を「61 万円」に改める。

第 23 条中「58 万円」を「61 万円」に改め、同条第 2 号中「27 万 5,000 円」を「28 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の弥富市国民健康保険税条例の規定は、令和元年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 30 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

特定健康診査・特定保健指導

● 「年に一度は特定健診を受けましょう」

40～74歳の国民健康保険加入者の方に、特定健康診査を実施しています。

特定健康診査では、生活習慣病と深くかかわる、メタボリックシンドロームとその予備群の人を早期発見していきます。

また、健診結果から対象者を選定し、対象者に合わせた効果的な特定保健指導を実施します。

■ 特定健康診査

「特定健康診査」は、生活習慣病の予防や早期発見のために、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した検査項目での健康診査です。腹囲やBMI(体重(kg)÷身長(m)²)から生活習慣病の大きな要因となる内臓脂肪のリスクの有無を判定します。他にも、血圧測定や、血糖・血中脂質や肝機能の状態を見る血液検査、尿検査、そして喫煙歴や食生活などの生活習慣に関する問診が行われます。

■ 特定保健指導

特定健康診査の結果により、腹囲やBMIの値が一定の基準を超える方に対して、高血圧・高血糖・脂質異常症や喫煙歴の追加リスク数に応じて実施する「動機づけ支援」「積極的支援」といった指導を「特定保健指導」といいます。内容は、医師や保健師等による、運動や食事を中心とした生活習慣の改善支援です。特定保健指導だけでは改善が見込まれず、服薬による治療を必要とする方は対象となりません。

■ 動機づけ支援(生活習慣改善支援の必要性が中程度の方)

医師等との面接において行動目標を設定し、個々の生活習慣を改善する実践的な指導を行います。3か月以上経過後に、身体状況や生活習慣に変化が見られたかの評価を行います。

■ 積極的支援(生活習慣改善支援の必要性が高い方)

動機づけ支援と同様の面接による指導を行います。また、3か月以上継続的に行われる支援プログラムを通じてきめ細やかな生活習慣の改善支援を実施し、3か月以上経過後にその評価を行います。



<特定健康診査・特定保健指導の流れ>

- ① **お知らせが届きます** 令和元年5月24日(金)発送予定

対象となる方には「特定健康診査受診券」及びお知らせを送付します。

健診機関や有効期限を確認し、期間内に必ず受診しましょう。



- ② **特定健康診査を受けます**

健診内容:問診・身体計測・理学的検査・血圧測定・尿検査・血液検査・心電図

◇ 医師の判断による追加項目:眼底検査



- ③ **結果が届きます**

受診医療機関から健診結果を送付します。



- ④ **特定保健指導**

健診結果および質問票の結果などを考慮し、保健指導のレベルを対象者のリスクの高い順から「積極的支援」「動機づけ支援」「情報提供」の3つに分けられます。

必要な方には保健指導を行い、生活習慣改善を支援していきます。

※ 年度途中で、他の保険から国民健康保険の被保険者になられた方でご希望の方も受診いただけますので、保険年金課までお問い合わせください。

● 第3期特定健康診査・特定保健指導実施計画

弥富市では、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、特定健康診査等実施計画を作成しました。特定健康診査等の具体的な実施方法や、その実施に関する具体的な目標を記載しています。

特定健康診査実施率

【第2期計画期間】

【第3期計画期間】

区分		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施率 (%)	実績	40.0	41.5	41.8	43.6	43.6	43.3					
	目標値	40	45	50	55	60	46.3	49.0	51.7	54.4	57.1	60

特定保健指導実施率

【第2期計画期間】

【第3期計画期間】

区分		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施率 (%)	実績	8.5	6.7	10.9	22.7	24.2	19.7					
	目標値	20	30	40	50	60	28.9	35.1	41.3	47.5	53.7	60

平成30年度国民健康保険特別会計決算見込

ア 歳入の状況

(単位:円、%)

款	30年度決算額	構成比	増減率	29年度決算額	構成比	比較増減
01 国民健康保険税	938,338,170	22.8	△ 3.7	974,885,187	20.0	△ 36,547,017
02 国庫支出金	0	0.0	△ 100.0	875,992,295	18.0	△ 875,992,295
03 療養給付費交付金	0	0.0	△ 100.0	61,189,000	1.3	△ 61,189,000
04 県支出金	2,608,407,385	63.4	1016.5	233,618,334	4.8	2,374,789,051
05 財産収入	455	0.0	0.0	455	0.0	0
06 繰入金	314,104,739	7.6	△ 3.4	325,231,478	6.9	△ 11,126,739
07 繰越金	227,391,817	5.5	96.0	115,997,345	2.4	111,394,472
08 諸収入	26,241,836	0.6	△ 12.9	30,128,798	0.6	△ 3,886,962
09 市債	0	0.0	0.0	0	0.0	0
前期高齢者交付金	0	0.0	△ 100.0	1,255,489,950	25.7	△ 1,255,489,950
共同事業交付金	0	0.0	△ 100.0	1,006,685,010	20.6	△ 1,006,685,010
歳入合計	4,114,484,402	99.9	△ 15.7	4,879,217,852	100.3	△ 764,733,450

イ 歳出の状況

(単位:円、%)

款	30年度決算額	構成比	増減率	29年度決算額	構成比	比較増減
01 総務費	24,135,453	0.6	△ 27.5	33,309,104	1.2	△ 9,173,651
02 保険給付費	2,561,539,293	63.1	△ 8.8	2,809,952,360	97.2	△ 248,413,067
03 国民健康保険事業費納付金	1,205,364,596	29.7		0	0.0	
04 財政安定化基金拠出金	0	0.0		0	0.0	
05 保健事業費	34,967,708	0.9	△ 2.4	35,832,804	1.2	△ 865,096
06 基金積立金	134,440,455	3.3	29547252.7	455	0.0	134,440,000
07 公債費	0	0.0			0.0	
08 諸支出金	96,318,545	2.4	692.2	12,158,893	0.4	84,159,652
09 予備費	0	0.0	0.0	0	0.0	0
後期高齢者支援金等	0	0.0	△ 100.0	549,772,070	19.0	△ 549,772,070
前期高齢者納付金等	0	0.0	△ 100.0	2,029,485	0.1	△ 2,029,485
老人保健拠出金	0	0.0	△ 100.0	10,493	0.0	△ 10,493
介護納付金	0	0.0	△ 100.0	200,436,752	6.9	△ 200,436,752
共同事業拠出金	0	0.0	△ 100.0	1,008,323,619	34.9	△ 1,008,323,619
歳出合計	4,056,766,050	100.0	40.3	2,891,253,616	100.0	1,165,512,434

歳入 4,114,484,402 円 - 歳出 4,056,766,050 円
 = 57,718,352 円 . . . 平成30年度繰越予定額

※ この表は平成31年4月17日現在で作成しています。

令和元年度 国民健康保険特別会計当初予算状況

歳入	新款	名称	前年度当初予算	本年度当初予算	差 引	対前年度比
			千円	千円	千円	%
	1	国民健康保険税	973,290	929,250	△ 44,040	95.48
	2	国庫支出金	4	1	△ 3	25.00
	4	県支出金	2,921,532	2,775,122	△ 146,410	94.99
	5	財産収入	11	14	3	127.27
	6	繰入金	314,229	292,006	△ 22,223	92.93
	7	繰越金	1	1	0	100.00
	8	諸収入	25,931	25,605	△ 326	98.74
	9	市町村債	1	1	0	100.00
		療養給付費等交付金	1	0	△ 1	0.00
		歳入予算総額	4,235,000	4,022,000	△ 213,000	94.97

歳出	新款	名称	前年度当初予算	本年度当初予算	差 引	対前年度比
			千円	千円	千円	%
	1	総務費	27,001	24,450	△ 2,551	90.55
	2	保険給付費	2,918,003	2,734,023	△ 183,980	93.70
	3	国民健康保険事業費納付金	1,205,367	1,181,811	△ 23,556	98.05
	4	財政安定化基金拠出金	1	1	0	100.00
	5	保健事業費	48,238	49,090	852	101.77
	6	基金積立金	11	14	3	127.27
	7	公債費	1	1	0	100.00
	8	諸支出金	5,763	5,760	△ 3	99.95
	9	予備費	30,615	26,850	△ 3,765	87.70
		歳出予算総額	4,235,000	4,022,000	△ 213,000	94.97

